平成２１年（フ）第３４８号
静岡県浜松市中区上島１丁目７番５号　サバーイ・ディ・ビラ101
債務者　長谷川清司
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原里夏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
静岡県浜松市中区上島１丁目７番５号　サバーイ・ディ・ビラ101
債務者　長谷川美知代
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原里夏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第５７号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町2311番地６、商業登記簿上の住所島根県簸川郡斐川町大字荘原町2193番地２
債務者　有限会社タタノ時計店
代表者代表取締役　多々納孝二
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第５８号
岐阜県高山市新宮町3094番地８
債務者　有限会社吉原運送
代表者代表取締役　吉原　　巌
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
徳島県板野郡藍住町笠木字中野137番地１、旧住所徳島県板野郡藍住町笠木字中野183番地３
債務者　矢野　　貴
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６６号
青森県三沢市栄町３丁目140番地510号　坂本借家
債務者　岡田　定義
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第６７号
青森県十和田市西四番町２番35号　小川住宅６号
債務者　野月　光晴
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第４５号
山形県酒田市亀ケ崎４丁目10番12号、前住所仙台市若林区沖野６丁目２番５号
債務者　太田　清貴
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第４６号
山形県酒田市錦町４丁目３番地の９、前住所北海道旭川市神居４条２丁目１番９号メープル神居102
債務者　松本　　匠
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第６１０号
埼玉県川口市西青木１丁目18番８号　サンハイツ202号、旧住所埼玉県蕨市南町２丁目29番２号　蕨グリーンハイツ408号
債務者　竹谷　由夫
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６８９号
埼玉県上尾市愛宕１丁目16番13号　ルミエール上尾503
債務者　関根　信広
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７７２号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5320番地11、旧住所神奈川県川崎市川崎区南町18番地７第２黒崎ビル302
債務者　大山　郁美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８２５号
埼玉県北葛飾郡栗橋町大字伊坂446番地６コーポアンソレイエ103
債務者　北村　昌弘
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８７７号
埼玉県朝霞市三原５丁目５番21号　Ｋ．Ｓコート103号
債務者　錢谷　桂子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３０１号
埼玉県草加市氷川町620番地
債務者　浅井　節子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
千葉市美浜区高洲２丁目７番16棟202号
債務者　中谷　幹史
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係